

4 環境・都市基盤

＜環境分野＞

(1) 環境負荷が少ないまちづくり

1) エネルギーの効率的利用及び資源の循環的利用の推進

環境への負荷低減を図るため、エネルギー消費の抑制及び循環的、効率的利用を促進するとともに、現在の化石燃料中心のシステムから、燃料電池など新エネルギーを利用するシステムへの転換を試行する。そのため、市が所有する公共施設には、その規模、用途に応じた燃料電池、コ・ジェネレーションシステム、太陽光発電などの新エネルギーシステムを率先して導入する。また、市民、事業者などから出資を募り、新エネルギー設備を設けて発電する「むさしのグリーン発電所」の研究を行う。



関前南小の太陽光発電パネル



2) 地球環境保全の推進

地球環境保全につながる温暖化防止については、自治体として地域から行動を起こすため、地球温暖化防止対策推進計画を策定する。

また、「地球環境保全助成制度」を設け、市民が行う地球環境保全につながる効果的な取り組みについて支援する。

市が行う事業活動による環境への負荷の低減を図るため、ISO14001により継続的な改善を行う。

*18 ISO14001とは、企業や行政機関などの組織が、世界共通の企画の下で、環境マネジメントシステムを導入し、そのシステムの継続的な改善を行うことによって、環境への負荷の低減を図ることをねらいに制定された、環境マネジメントシステムの国際的な企画。



市内のごみが運ばれる二ツ塚最終処分場

(2) 環境との調和を目指した廃棄物対策

ごみ問題を解決するためには、第一に、ごみになるものの発生を可能な限り抑える発生抑制（リデュース）、次に繰り返し使う再利用（リユース）、さらに排出されるものを資源として使う再利用（リサイクル）の順で、市民、事業者、行政がともに取り組むことが必要である。

平成12年5月に制定された循環型社会形成推進基本法には、これらが明確に示されるとともに、関連法の制定・改正が行われている。今後は、これらの法律を基本にしながら、資源循環型社会への転換を目指す。

1) 資源循環型社会への転換

ごみの発生抑制を進めるには、生産、流通段階からごみになるものをつくらない、購入の段階でごみになるものは買わない、ものを大事に使い安易に捨てないという、経済活動やライフスタイルの見直しが必要である。

武蔵野市では、事業系ごみ全面有料化、一般廃棄物処理基本計画の策定、桜堤団地での生ごみ資源化事業の開始など、ごみの発生抑制を図る施策を展開し、平成8年度47,882tだった市の収集ごみ量が平成11年度には46,880tとわずかながら減少してきて



桜堤団地に13台の大型生ごみ処理機が設置されました。

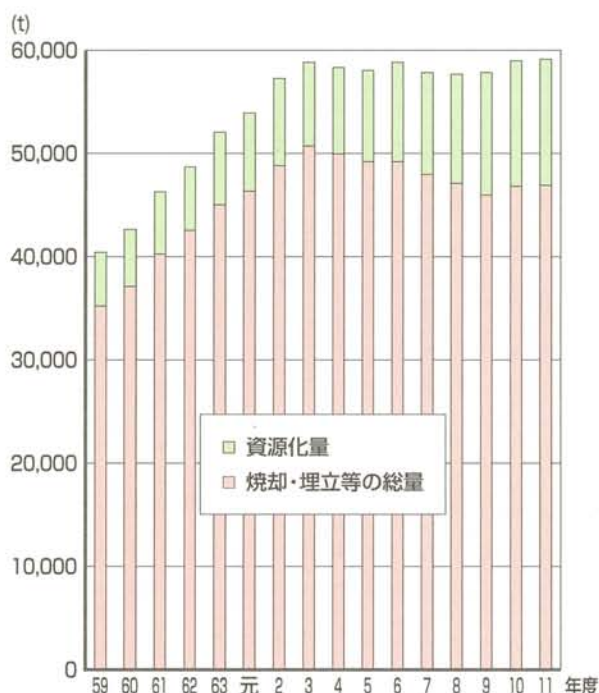


図17 ごみ量・資源化量の推移

資料：環境部ごみ総合対策室

いる。また、平成12年7月には容器包装リサイクル法に基づいた、プラスチック類の分別収集を実施し、発生の抑制、資源化率の向上、生産者等への資源化費用の負担などを図ってきた。

今後は、循環型社会形成推進基本法や、家電リサイクル法などによる、生産者責任、排出者責任の明確化を念頭に置いた資源循環の仕組みづくりをさらに進める。そしてそのための、市民、事業者、行政が連携してごみ減量に取り組むアクションプランや、3者が協力できる体制づくりに取り組む。

また、次世代や無関心層も含めた環境学習などの幅広い啓発活動や情報発信を行うとともに、市民、事業者がみずから行う啓発活動の支援をする。

2) 資源循環型ごみ処理システムの構築

排出されるごみは、資源化の推進と環境負荷が少ない適正な処理をする必要がある。

ごみの収集・処理システムとしては、ごみ収集車の天然ガス車への移行やクリーンセンターの環境対

策など、環境への負荷が少ない収集及び処理を今後も積極的に行う。また、資源回収システムの強化、最終処分場の有効活用のため、エコセメントを中心とした焼却灰の資源化に取り組む。

クリーンセンターでは、平成8年度から「基幹的施設整備事業」を実施してきたが、平成12年度までに完了した焼却施設の改修に引き続き、今後、粗大ごみ処理施設の改修などの中規模の更新や改修を行う。これにより、今後10年以上は現施設での処理が可能となるが、その後の建て替えに備えて、将来の中間処理のあり方について総合的な研究を行う。

リサイクルセンターは、分別収集される資源物を安定的、効率的に資源化するために必要な施設である。また、啓発活動の拠点としての役割もある。循環型社会形成推進基本法及び関連法案等の法制度の整備や資源化技術の進歩など、廃棄物の資源化方法等が急激に変化している状況を踏まえ、武蔵野市がごみ減量のために必要とする施設内容について検討を進める。

また、市民に対するごみ減量の動機づけや負担の公平性を保つための、家庭系ごみ有料化の検討も必要である。



環境にやさしい天然ガスのごみ収集車

＜都市基盤分野＞

(3) 多様な主体の連携によるまちづくりの推進

1) まちづくり推進体制の充実

これまでも武蔵野市では、まちづくりの指針である都市マスタープランの策定や、公園の企画・運営・維持管理などを市民参加により進めてきたが、さらにこれを推し進め、市と市民（住民、企業、団体、NPO、ボランティア団体等）がビジョンを共有し、適切な役割を担い、相互が連携することによりまちづくりを進める必要がある。

そのため、それぞれの主体の役割の明確化や、市民が主体となるまちづくりへの支援方策などを内容とする、「まちづくり条例」の制定を検討する。

また、まちづくりにかかわる情報を交換、活用し、さまざまなアイデアを生み出していくための場としてまちづくり会議を開催するなど、多様な主体の連携によるまちづくりを推進する。

2) ルールづくりの推進

今後のまちづくりでは、都市計画法などの法的な枠組みとともに、市民間でのコンセンサスを重視した、地域の市民が主体となったまちづくりが重要となる。

また近年、相続の発生により、敷地の細分化が進行するなど、街並みが変化し続けているが、良好な街を維持していくためには、最低敷地規模の制限の取り決めなど、地域の状況に合ったまちづくりを進めていくためのルールが必要である。そのため、地区計画や協定等による地域のルールづくりを支援する。

3) アメニティ都市づくりの推進

美しい街並み、にぎわいと静けさ、土や落ち葉の踏み心地、草花の香り、風の流れなど、心地よい街のたたずまいに配慮したアメニティ都市づくりを推進する。そのため、市民参加による優良建築物コンテストの実施など、良質な街並みの形成や、まちの美化に対する意識の啓発を行い、魅力あるまちづくりを進める。

ごみの散乱は、街の景観を損なうばかりでなく、



民間協力による良質な歩行空間（成蹊通り）

まちの秩序を乱す。まちをきれいにする運動を市民とともに展開するなど、自分たちのまちは自分たちできれいにし、安易にごみを捨てないという意識の高揚を図る。

また、広域的な観点においては、東京都景観条例が策定され、玉川上水などを軸とした景観づくりが進められているが、さらにきめ細かなまちづくりを推進するため、武蔵野市独自の景観条例の制定について検討する。

4) 建築確認・指導行政の推進

建築確認・指導は、中間検査・完了検査を的確に実施し、建築物の安全性を確保する。違反建築物についても、摘発・指導を強化する。

また、建築基準法の改正により、民間確認検査機関の設置が認められるなど、規制緩和も進んでいるため、民間の関係機関との調整を密に行い、武蔵野市にふさわしいまちづくりを進める。

(4) 適正な土地利用の誘導

1) きめ細かな土地利用計画の確立

まちづくりは、中長期的な視点に立って進める必要があるため、根幹となる土地利用については、基本的に現在の用途指定を継承していく。しかし、時代の要請に沿った土地利用を行うために、土地利用実態等を定期的に検証し、適正な用途地域の見直しを行う。また、地域の住環境を保全するため、市が

柔軟に設定できるようになった特別用途地区の適用も検討する。

2) 公共空間の充実

武蔵野市は、これまでも公共空間の充実と整備に努めてきた。今後とも、ゆとりある街並みの形成や安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、必要な用地の取得に努め、公園・緑地の拡充、道路や駅前広場等の整備や狭あい道路の拡幅など、計画的に公共空間の拡充に努める。

3) 生産緑地の保全

生産緑地は、緑やオープンスペース確保の面において大きな効用があるので、所有者より買い取りの申し出があったときは、市が買い取るか他の農業者に斡旋するなどその保全に努める。

(5) 住宅政策の総合的推進

1) 住宅政策の推進

今後ますます少子・高齢化が進行し、数年後には、人口が減少傾向に転じるとともに、世帯構成の変化やそれに伴う住形態の変化が予測されている。住宅は量の面では充足してきたが、より一層、質が問われるようになる。また、市民、事業者、NPOなどの主体的な組織や団体との協働・連携を軸とした新たな住宅施策も視野に入れる必要がある。

これらの状況の変化を踏まえるとともに、長期的な展望に立った住環境の保全と向上のため、新時代に対応する住宅政策を展開する。

- ① 第二次住宅マスタープランを策定し、それに基づき、総合的な視点により住宅施策を推進する。
- ② 専門家組織の派遣制度や政策誘導型住宅資金総合融資制度などを整備し、良質な住まいづくりを支援する。
- ③ マンション管理セミナーの開催や交流会への支援、アドバイザー制度の活用などにより、分譲マンションの適正な維持管理や円滑な建て替えを支援する。

- ④ 専門家による、住まいのアドバイザーやエコライフモニター^{*19}を活用し、環境に配慮した住まいづくりを推進する。

2) 大規模団地建て替えへの対応

緑町団地及び桜堤団地の建て替え事業については、引き続き都市基盤整備公団と連携を図り、周辺地域と一体となった良好なまちづくりを推進する。

- ① 緑町団地は、平成15年には完成する予定である。一方、都営武蔵野アパートが建て替え時期を迎えているので、建て替えにあわせてまちづくりや福祉施策を進めていくため、東京都や住民などの関係者と連携を取りながら検討を進める。

- ② 桜堤団地では、大型団地としては初めての大型生ごみ処理機の設置や、仙川水辺環境整備事業の推進など、関係機関との連携により、環境に配慮した新時代の大規模団地として整備が進められている。さらに、グループホームの併設など、福祉施策の拡充を図りながら、平成18年度の完了を目指し、関係機関との連携を図る。

(6) 公共施設の計画的整備の推進

1) 公共施設の計画的整備

武蔵野市の教育施設、文化施設等の公共施設は現在総計130施設、延床面積では約32万㎡に及ぶ。その中には、すでに築後40年を経過した施設もあり【表7】、維持・修繕又は施設内容の再検討を含めたりリニューアル等について早急に計画を立て、再整備を行う必要がある。そのため、施設全体のデータベース化を進めるとともに、整備計画を策定する。

2) 環境への配慮

道路や建築物等の公共施設の整備にあたっては、環境負荷の少ない工法・構造を採用し、リサイクル材も積極的に活用して、環境に配慮した事業を行う。また、適切な維持・管理を行うことにより、耐用年

*19 エコライフモニターとは、公募により選出された市民が環境講座、森林見学会、太陽光発電の体験講習会などに参加し、住まいづくりに対するレポート活動を行うことをいう。

表7 築20年以上の主な市有施設の年次別建築一覧表

	学 校	その他の施設
昭和 30年代	五小(北校舎) 五中(北・南校舎) 一中(西・東校舎)	公会堂
昭和 40年代	二小(東・西校舎) 二中(西・東校舎) 一小 三小 四小(北校舎) 六中(西校舎) 境南小(東校舎) 関前南小 三中 五小(西校舎) 三小(北校舎) 大野田小 井之頭小	桜堤調理場 北町調理場 水道部庁舎
昭和 50年代	境南小(西校舎) 四中 桜野小 四小(南校舎) 本宿小 六中(東校舎)	くぬぎ園 市庁舎 障害者福祉センター

資料：建設部建築課

数の延伸化を図る。

建設から廃棄に至るすべての過程において、環境への負荷の少ない事業となるよう努める。

(7) ハイモビリティ施策の推進

1) 公共交通への転換

自動車の利用による大気汚染や、駅前などに集中する自転車問題等を解決する手段の一つとして、使いやすい公共交通体系の整備を進め、利用の転換を図ることが重要である。このような交通需要管理は、広域的な観点から行う必要があるが、市としてできることには積極的に取り組む。

特に、バスの定時運行の確保は重要であり、道路整備やバスレーン・リバーシブルレーン等の交通規制を進めるとともに、パーク＆ライド等により、駅周辺への車の流入を抑える工夫などを検討する。また、交通機関が接続する駅前広場や駅舎内において、

スムーズな移動ができるよう、関係機関と連携をとりながら、公共交通機関の利用環境を改善する。

2) ムーバスの展開

ムーバスは、1・2号路線の運行が順調に推移し、平成12年11月には境南町に3号路線の運行が開始された。今後は、中央圏の交通空白不便地域に、新ルートを整備し、ムーバス路線のネットワーク化をさらに推進する。また、既存路線の運行時間の延長についても検討を行う。

3) 自転車対策の推進

武蔵野市の放置自転車対策は成果を上げているが、駐輪場の確保及び立体化により、さらに充実を図っていく。

吉祥寺駅周辺及び三鷹駅周辺については、引き続き駐輪場の確保及び利用形態の工夫を行う。

武蔵境駅周辺では、連続立体交差事業が進められており、高架下を利用した駐輪場の設置について検討する。

自転車は、便利で環境にやさしい交通手段である反面、利用者のマナーによっては歩行者に対し迷惑になる。そのため、交通ルールの教育や、マナー向上の啓発を徹底するとともに、自転車レーンの設置など快適な利用環境の検討を行う。

4) モビリティの向上

武蔵野市は、従来からTWCC^{*20}の理念を掲げ、だれにもやさしいまちづくりを推進してきた。今日、高齢社会の進展とともに、ノーマライゼーションの実現が求められており、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称交通バリアフリー法）」が施行されるなど、安全で快適な移動環境は、魅力あるまちを形成していく上でも重要な課題である。そのため、道路整備や適切な交通規制等を実施し、円滑な交通体系を整備する。

*20 TWCC（Total Welfare Configured City）とは、高齢者にやさしいまち、障害者にも他のすべての人にもやさしいという福祉的視点で将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備していこうというもの。

また、歩行が楽しくなる心地よいみちづくりや、利用しやすい交通機関の整備、駅などの階段部へのエレベーターや、下りを含めたエスカレーターの設置などを進める。

特に、駅周辺は多くの人が集まるため、重点整備地区に指定し、快適な移動を生み出すために歩道の段差解消や公共サインの整備、誘導ブロックの整備等を推進する。

(8) 防災・防犯まちづくりの推進

1) 防災空間の確保

武蔵野市では、継続して都市の安全対策、防災対策に取り組んできた。特に阪神・淡路大震災の発生を受け止め、第一次調整計画では、都市インフラの安全の点検と強化を行った。

この大震災を教訓として、今後も、災害危険度の高い地域には、防災広場を設置し、狭あい道路の整備を行うなど避難・防災空間の充実を図る。また、木造建築物の不燃化も促進する。

2) 建築物の耐震性の強化

公共施設には、災害時の防災拠点となるため順次耐震補強を行ってきたが、今後も継続的に耐震性の強化を行う。

民間建築物には、民間住宅耐震助成制度を活用するとともに、専門家の派遣制度等も検討する。

3) 建築物応急危険度判定制度の整備

地震発生後、速やかに被災建築物の危険度判定を行うため、^{*21} 応急危険度判定員の招集体制を確立する。

4) 水供給体制の強化

2つの浄水場を専用連絡管で接続し、相互にバックアップできる体制を整備する。配水池においては、1日最大計画給水量の12時間分(34,000m³)以上の確保を目指す。また、現在行われている石綿管の耐震性鉄管への布設替えを、平成15年度までに完了する。

5) 木造家屋密集地区の整備

木造家屋密集地区は、災害時の延焼危険性や道路上への家屋倒壊により、救助活動に支障を来することが予想されるため、建築物の不燃化を促進するとともに、公共空間の確保を図る。

6) 防犯性の高いまちづくりの推進

現在の良好な住環境を維持していけるよう、死角が生じにくい街並みの形成や、防犯灯の充実等を進めるとともに、関係機関や市民・各種団体との協力により防犯性の高いまちづくりを推進する。

(9) 上下水道の整備と節水型都市構造への転換

1) 安全でおいしい水の安定供給

武蔵野市では、地下水源を利用しておいしい水の供給に努めてきたが、今後も安定供給を目指して施設の更新を行う。

① 浄水・水源施設を計画的に整備・改良していくとともに、管網整備を推進する。

② 中高層建築物への給水は、受水槽を通した間接給水方式から直結給水方式への移行を図り、より衛生的な給水を進める。

③ 管理システムの整備を行い、水道施設の維持管理の効率化、サービスの向上、災害及び事故発生時における復旧の迅速化を図る。

④ 武蔵野市は独自の水道事業を行っているが、今後の給水量の増加や安定供給に対応するため、都営水道への一元化について引き続き研究をする。

2) 下水処理システム整備の推進

武蔵野市では、昭和62年には下水道普及率が100%となった。今後もさらに都市水害に備えるなど、施設の改善を図る。

① 耐用年数を超える管渠や、流下能力が不足している管渠を道路整備等にあわせて計画的に更新する。

② 河川の汚濁防止と集中豪雨による浸水被害を解消

*21 応急危険度判定員とは、地震後、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定する建築士の資格を持つ防災ボランティア。

するために、雨水放流幹線や貯留管の改良を行う。

③ 現在落合処理場に流入している污水幹線を、野川処理場(仮称)へ切り替えることに伴い、新たな処理場の建設費及び污水幹線建設費等の負担が生じるため、必要な予算措置を行う。

3) 水循環システムの確立

今後も浸透ます等の設置の普及を推進し、都市型水循環システムの確立を目指す。

① 既存の公共施設への雨水浸透ますの設置は、すべて完了した。新たに建設する施設についても、引き続き浸透ますを設置する。

② 個人住宅等の雨水浸透ますの設置には、引き続き補助を行い促進する。

③ 公共施設の建設に際しては、雨水を散水や洗浄水などに利用できる設備を設ける。また、民間施設にも雨水利用を促進する制度を検討する。

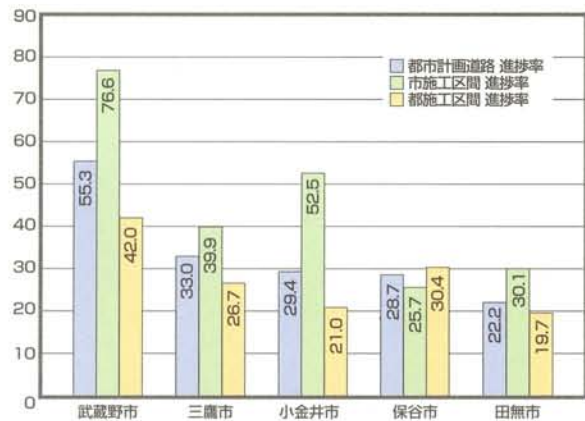


図18 都市計画道路施工進捗率 (近隣5市比較)

平成12年4月1日現在

資料：企画部企画課

(10) 道路の整備

1) 都市計画道路の整備

武蔵野市はこれまで、まちづくりの骨格となる都市計画道路整備に力を注いできた。この結果、近隣市と比較して整備率が高く、特に武蔵野市が施工すべき道路の4分の3が完了している。本調整計画期間における整備予定路線については、【表8】のとおりである。

表8 都市計画道路整備予定路線

	路 線	延 長	幅 員	内 容
市 施 行	3・5・17号線(成蹊通り)	1,020m	12m	早期完成(未完成区間340m)
	3・4・16号線(吉祥寺通り)	550m	16m	早期完成(女子大通りとの交差点部の整備)
	3・4・27号線(境北口広場～境南通り)	150m	16m	連立事業(H18年度完成予定)に合わせた完成
	7・6・1号線(御殿山通り)	400m	10m	玉川上水の景観を考慮した計画立案・早期事業化
	3・6・1号線(境南コミュニティ通り)	340m	11m	早期事業化(武蔵野赤十字病院北側区間)
	3・4・13号線	430m	16m	早期事業化(五日市街道～井の頭通り間)
	3・3・14号線(吉祥寺駅南口広場、約1900㎡)			早期完成
	3・3・23号線(武蔵境駅北口広場、約6700㎡)			連立事業(H18年度完成予定)に合わせた完成
	武鉄中付2	300m	10.5m	連立事業(H18年度完成予定)に合わせた完成
都 施 行	3・4・22号線(武蔵境通り)	360m	16m	早期完成要望(H15完成予定)
	交差点すいすいプラン100	計1,130m	16m	早期完成要望(市内3箇所)
	3・3・6号線(調布保谷線)	1,610m	36m	事業推進と環境施設帯の検討(H14事業認可予定)
	3・4・2号線(境南通り)	300m	16m	事業化要望
	3・4・24号線(天文台通り)	1,000m	16m	事業化要望
	武鉄中付1(一部市施工)	330m	6～13m	連立事業(H18年度完成予定)に合わせた完成
	武鉄中付3(一部市施工)	540m	8.5～9m	連立事業(H18年度完成予定)に合わせた完成
	外郭環状道路			国・都の動向についての情報収集等
他	三鷹駅南口広場(三鷹市施行)			協定に基づく事業費の一部負担



図19 都市計画道路
資料：都市開発部計画課

道路は、都市の根幹となるインフラであり、特に、都市計画道路等の幹線道路は、広域的な連携の中で整備を推進する必要がある。そのため、今後とも、都や関係各区市と連携し、整備プログラムに基づき整備を推進する。

特に3・3・6号線（調布保谷線）は、都市の骨格を形成する幹線道路の一つとして、都が重点的に実施する道路事業であり、多摩地域を南北に横断する2本の幹線道路のうちの1路線として位置づけられている。総幅36mのなかに4車線16m幅の車道と10m幅の環境施設帯を両側に設ける構造となっており、事業実施にあたっては都や関係市と連携をとりつつ、環境施設帯の整備形態について関係住民の意向を踏まえ市民参加により検討する。また、歴史的遺構である玉川上水の横断部は、自然環境や景観等に配慮

した構造となるよう検討する。

また、東京を中心とする広域的な交通体系の中で、外郭環状道路は、昭和41年に高架方式により都市計画決定されたが、騒音・大気汚染等の環境問題やまちの分断が問題となり、市、市議会、地元市民は一貫して反対してきた。

しかし、埼玉県内の区間は完成し千葉県内の区間も事業化が進んでいる。また、武蔵野市を含む未整備区間について、国と都は、自動車専用部分の地下化やP I方式による住民参加を提案しており、過去30年間凍結状態にあった外郭環状道路は事業化に向けた動きが出てきている。市は今後、市民の健康と生活の保護に配慮した慎重な対応をつくすとともに、外郭環状道路がもたらす影響について多角的な検討を行い、透明性の高い議論を重ねていく。

*22 P I方式とはパブリックインボルブメントの略で、計画の策定に際し広く意見・意志を調査する時間を確保し、かつ策定の過程を知る機会を設ける手法。

2) 生活道路の整備

市内の生活道路の総延長は220 kmにおよび、毎年5 kmの改修を行っても40余年を要することになるため、計画的に整備・改修を行う。

① 市道の整備は、3年置きに実施している市内全域の道路調査の評価に基づき事業計画を策定し、計画的に整備・改修を行う。

② 事業化されている区画道路の整備を積極的に推進する。

③ 幅員4 mに満たない狭あい道路は、市内に総延長にして84 kmあり、平成8年以降、延長約12 kmの整備を進めてきた。今後も、地先の建築物の建て替え等にあわせて整備を進める。

3) 歩行者にやさしいみちづくりの推進

誰にもやさしく、安全で、快適な歩行空間を確保するため、路面の段差や波打ちの解消、歩道上ベンチの設置を行うとともに、道路を不法占拠する路上看板の取り締り・指導を強化する。また、接道緑化、カラー舗装化、電線類の地中化などにより、道路景観を向上する。

生活道路の快適性を確保するため、適切な交通規制や、コミュニティ道路の整備について検討し、歩行者が安心して歩行できるみちづくりを推進する。

(11) 緑化の推進、水の涵養と自然の営みへの配慮

1) 公園の新設と拡充

市立公園は、平成9年度以降5カ所6,744㎡が増え、現在の設置数及び総面積は143カ所、170,243㎡である。

① 特色ある公園づくりの推進

子どもたちが自然の中でさまざまな体験ができる公園「プレイパーク」の設置を、プレイリーダー育成等のソフト施策を含めて検討、実施する。また、障害者用トイレの設置や、段差解消など、ユニバーサルデザインによる公園づくりを行う。

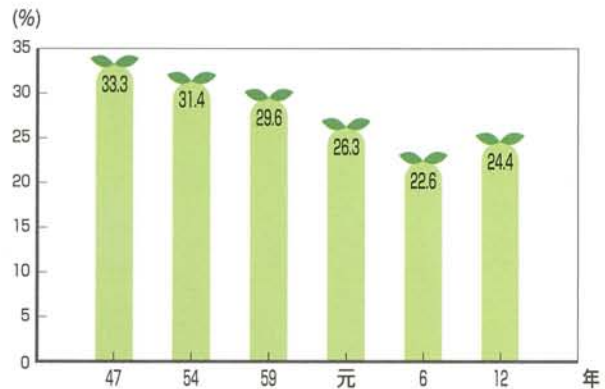


図20 緑被率の推移

資料：建設部緑化公園課



図21 市立公園の総面積の推移

資料：建設部緑化公園課

また、公園と公園を有機的に結びつけた公園のネットワーク化を進める。

② 魅力ある遊歩道の再整備

緑化推進ゾーンに位置するグリーンパーク遊歩道を、隣接する農地や未利用地を活用し緑の回廊として再整備する。

また、千川上水遊歩道を地域に親しまれる水辺の散策路として再整備する。

③ 借地公園の恒久化

借地公園は、引き続き公園として存続させるため、用地取得を図るとともに、相続税評価の軽減などの税優遇制度を活用しながら恒久化を図る。

④ 環境緑地の保全

環境緑地については、市民緑地制度の税優遇措置を活用し保全を図る。

*23 コミュニティ道路とは、交通規制によるソフトの手法と、ハンブやシケインなどの設置によるハードの手法の組み合わせにより、誰もが安心して通行できる道路。

*ハンブ：舗装を部分的に盛り上げたりすることにより、通過車両の速度を低下させる工夫。

*シケイン：車線を左右に振ることにより通過交通の速度を低下させる工夫。

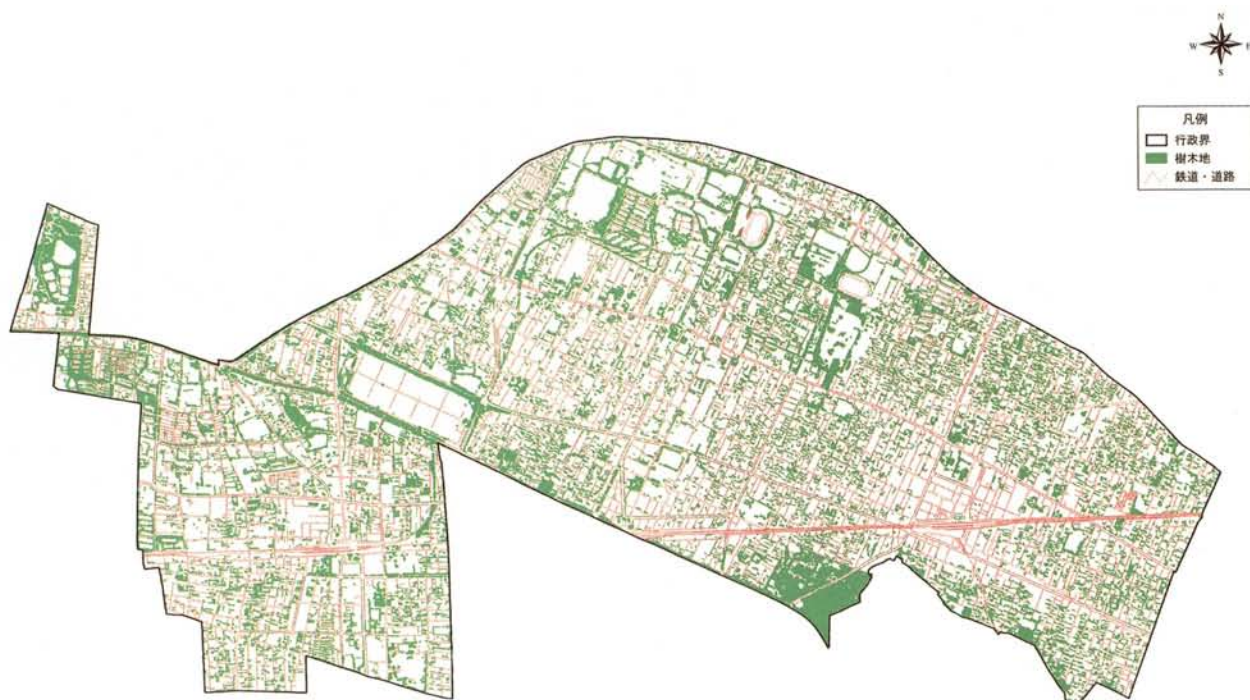


図22 緑被地の状況〈平成12年〉

資料：建設部緑化公園課

2) 緑の保全と緑化の推進

- ① 学校をはじめとする公共施設の緑化を推進し、潤いと安らぎのある拠点を形成する。また、小・中学校や大規模公共施設の新築・改修にあわせて、屋上緑化も推進する。
- ② 「大木・シンボルツリー2000計画」や指定制度による樹木・樹林・生垣の保存対策、生垣設置の助成制度、及び要綱による緑化指導を行い民有地の緑化を推進する。
- ③ 建築物の建設に伴い不要となった植木等は伐採せずに、公園や公共施設の植栽に生かすなど、不要樹木の有効活用を図る緑のリサイクルシステムを構築する。
- ④ 公園やその他の公有地を利用し、市民の手による花壇づくりや維持・管理を進める。
- ⑤ 緑の基本計画に指定された緑化推進ゾーンに、安全快適で緑豊かな居住環境を整備する。

3) 地域の森づくり

- ① 公共の緑地の維持管理を市民(団体)が協力して行う「森の番人」制度の充実を図る。また、緑の愛護

団体のネットワーク化を促進し、助成制度による支援を充実させる。

- ② 「むさしの自然環境センター(仮称)」を設置し、この施設を利用し、緑化の普及啓発活動を行う「緑の相談所」、子どもたちが緑の学習や地域の社会奉仕活動を行う「緑の少年団」、緑化活動の中心となる「緑ボランティアリーダーの育成」、自然に関するさまざまな知識を身に付ける「自然学習塾」などの事業を行う。
- ③ 市内の貴重な財産である屋敷林を含め、緑地の買い取りや維持・管理、緑化に関する指導・助成等を行う、「むさしのグリーントラスト(仮称)」を設立する。

4) 農地の活用

市民が楽しみながら農作業に参加できる場としての農地を、積極的に活用する。そのため、関前地区を「農業ふれあい地区」に指定し、都市型市民農園^{*24}や入園型農園^{*25}を整備する。また、市民農園事業も継続する。

5) 水辺空間の整備と生態系の重視

玉川上水、千川上水、仙川を基軸として水辺の保

*24 都市型市民農園とは、農地の保全・活用を目的とした、農業ふれあい地区の核となる都市公園で、農園として整備する。

*25 入園型農園とは、農業従事者の指導のもとに体験的に農作業に参加できる農地。



市内でも有数の商業集積のまち、吉祥寺

全・再生と遊歩道の整備を進め、緑や親水空間、生物の生息空間の創出に努める。

仙川については、「仙川水辺環境整備基本計画」に基づく整備を推進する。武蔵野の自然や先人の知恵を今に伝える、歴史的な価値を有する玉川上水については、景観や自然環境の保全に努めるとともに、都や沿川自治体に呼びかけ、「玉川上水サミット」の開催を提唱する。

また、学校や公園を拠点に小動物や昆虫達の生息空間（ビオトープ）を確保し、生態系の保全ネットワークを構築する。

6) 近郊地の森林の保全と活用

荒廃しつつある近郊地の森林を保全するための事業^{*26}に参画する。また、森林での体験学習を通して、森の大切さや林業を理解する場としても活用する。

(12) 吉祥寺圏の整備

吉祥寺駅周辺は、適切な間隔に配置された大型店舗と個性ある店舗が融合し、多様なサービスを提供する回遊性の高い商業地を形成するとともに、感度の高い住民や来街者、多くの文化人にも愛され、吉祥寺固有の文化を発信し続けてきた。

また、近年はアニメ・映像関係の産業や先端技術産業も多く立地するなど、新たに先端業務地としての特色もあわせ持ちつつある。

そこで、吉祥寺に備わった特性を生かすとともに、「創造」をキーワードに、音楽、演劇、美術などの芸術活動に気軽に触れることのできる空間を形成するなど、多様性に富み、個性ある大人の都市文化をはぐくむまちの形成を目指す。そのため、生活文化産業を中心として「独自の表現を創る・味わう」ことの楽しみが感じられる、多彩な商業振興を図る。また、都市と地方の交流を目的として、姉妹友好都市のアンテナショップを設置する。

吉祥寺駅周辺は、それぞれが特徴を持つ4つのゾーンで構成され、それらが一体となって魅力的な街を形成しているが、今後はさらに、ゾーンごとの特色を生かした展開を推進するとともに、4つのゾーンを有機的に結びつけていく。

1) 吉祥寺の中心部（セントラル吉祥寺）の整備

この地域は、整備されたモール街や大型店舗と多くの小店舗が一体となった、伝統的な駅前空間を形成し、吉祥寺のイメージを先進的に定着させてきた。

新商工会館は、新たに設置が検討されている「情報提供コーナー」や「アニメ工房」などの生活・文化・芸術との出会いとコミュニケーションの拠点としての機能を担っていく。駅北口マーケット地区については、整備についての検討を行う。

2) 東部地区（イースト吉祥寺）の整備

この地域は、広がりを持つ商業地域であるにもかかわらず、環境浄化問題や低利用の土地が多いことなどにより、他の地区に比べ、商業集積が遅れている。



図23 吉祥寺駅東部地区図

*26 保全のための管理費を負担する代わりに、市民が自由な自然体験ができる場として利用できる事業。

たので、これからの展開に力を注ぐ必要がある。

そこで、吉祥寺図書館を一つの核とし、吉祥寺市政センター跡地を文化発信の拠点に利用するなど、都市文化の発信エリアとして新たなイメージの創出を推進する。

また、区画道路の整備を行い、駅への快適なアクセス環境をつくり、地区内の回遊性を高めるとともに、周辺地の土地利用促進を図る。

環境浄化特別推進地区及び、その周辺の環境浄化については、関係機関や商店街、住民などとの連携を強化し推進する。

3) 東急百貨店西側地区（ウエスト吉祥寺）の整備

住宅地に隣接した商業地域に個性ある店舗が展開され、若者を中心に人気のあるエリアとして、成長著しい地区であるが、近隣住宅地の住環境に十分配慮しつつ商業振興を行う必要がある。そのため、変化に対応したコミュニティの形成を進め、それぞれのストリートのイメージづけを明確にする。道路のカラー舗装化、装飾灯の設置など、隣接する住宅街区に配慮した歩行空間の整備を検討する。

4) 駅南側地区（パーク吉祥寺）の整備

商業地区と井の頭公園が一体となって、独特の雰囲気を持った地区が創出されており、安定した人気

を得ている。武蔵野の自然や歴史、健康・憩いを核とした、展開を行う。

井の頭公園へのアクセス道路を整備し、沿道地域の活性化を推進する。

多数のバス路線の乗降を井の頭通りで行うため、渋滞発生要因となっている。また、パークロードがバス路線であるため、歩行空間の環境が不良で、地域の活性化をも阻害している。そこで、南口交通広場を整備して交通体系を見直すとともに、パークロードからのバス交通を一掃し、回遊性のある歩行空間を整備する。

5) 吉祥寺駅周辺の自動車対策

吉祥寺駅周辺地区は、慢性的な交通渋滞が発生している。また拠点的な商業・業務地区であるため荷捌き車両が集中し、混み合っている。

違法駐車防止条例などにより一定の成果を上げているが、パーク＆ライドシステム、共同荷捌きシステムなどを有機的に組み合わせ、今後も総合的な自動車対策を進める。

6) 通過交通対策の推進

駅を中心とした商業集積地と公園が近接している立地条件や、幹線道路網の構成上の理由により、アクセス道路が脆弱であり、来街交通と通過交通の分離も行われていないため、慢性的な渋滞が起きている。そしてこのことが、吉祥寺が持つ拠点としてのポテンシャルを低下させる大きな原因ともなっている。

そのため、広域的な観点から交通体系の見直しを行うとともに、来街交通と通過交通の分離方法について長期的な視点に立って検討を行う。

7) 外務精励会跡地利用の実現

外務精励会跡地は、この周辺地域が木造住宅密集地域であることから、防災機能を有した緑に囲まれた広場公園として、市民の要望を踏まえながら整備する。



若者が集う東急百貨店西側地区

(13) 中央圏の整備

1) 三鷹駅北口周辺整備の推進

円滑な交通処理と、駅周辺地区にふさわしい土地の高度利用を行うため、引き続き、北口補助幹線道路の整備を進める。

2) 緑町団地群の建て替え促進

公団緑町団地は、引き続き事業が推進される。また、都営武蔵野アパートが建て替え時期を迎えているため、東京都や住民などの関係者と連携を取りながら検討を進める。

3) 「かたらいの道」の整備

三鷹駅から市役所をつなぐ「かたらいの道」は、文化会館、図書館、総合体育館等のスポーツ施設を連絡する道である。

平成12年度までに、沿道に立地する企業などの協力により、良好な歩道空間が確保されたので、今後は、道路景観に配慮した空間整備を進める。

4) 西久保2・3丁目地区の整備

良好な地区環境を形成するために、区画道路の整備を進めるとともに、地区内整備計画を策定する。

5) 自然ゾーンの形成

玉川上水と、野鳥の森公園・西久保公園等を一体的に整備し、中央公園までの空間をつなぐ自然ゾーンを形成する。

(14) 武蔵境圏の整備

1) 連続立体交差事業の推進

優先事業 (3)ー1) P34参照。

2) 農水省食糧倉庫跡地への公共施設建設

優先事業 (3)ー2) P34参照。

3) 武蔵境駅周辺整備の推進

優先事業 (3)ー3) P34参照。

4) 「仙川リメイク」の推進と小金井公園への

アクセス路の整備

仙川は、都市化の進展とともに豊かだった水流は失われ、水源の確保にも苦難があった。水辺環境整

備事業は、かつて豊かだった武蔵野の自然を回復させる象徴的な事業の一つである。

桜堤団地内に流れる仙川については、東京都と都市基盤整備公団、市の三者で検討を行い、建て替え事業にあわせて水辺環境整備を進めている。

また、水源確保のため境浄水場の洗砂水を導入する工事を平成12年度に行った。今後、仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）に沿った親水空間の整備と流水復活事業を推進する。

また、武蔵境地域には、近隣の小金井公園を含め、玉川上水など多くの自然、文化財が残されている。これらを結ぶ遊歩道の整備を検討する。

5) 桜堤団地建て替え事業の促進

桜堤団地では、大規模団地として初めての大型生ごみ処理機の設置や、仙川水辺環境整備事業の推進など、関係機関との連携により、環境に配慮した新時代の大規模団地として整備が進められている。

さらに、グループホームの併設など、福祉施策の拡充を図りながら、平成18年度の完了を目指し、関係機関との連携を図る。

桜堤団地につくられた仙川の水辺環境空間



5 行・財政

(1) 時代のニーズに合ったサービス手法の展開

1) 市民サービスの向上

IT革命の進展、生活様式の変化、コンビニエンス・ストアの拡大などを背景に、民間企業はサービスの提供方法を大きく変化させており、市が提供するサービスに対する市民ニーズも多様化している。このような社会状況や市民意識の変化に対応し、市のサービス提供のあり方も根本的に見直す必要がある。

例えばインターネットを利用した申請やコンビニエンス・ストアでの各種手数料の支払いなど、市役所に足を運ばずに済むノンストップサービスの実施を検討する。また、住民票、課税証明など生活に身近な証明の発行は、自動交付機の設置、電話受け付けによる郵送など、サービスの仕組みを検討する。

市民が市役所に直接来なければならない場合でも、庁内LANの利用や、組織体制を見直すことにより、一カ所ですべての用が済むようなワンストップサービスを行っていく。この場合、市民の利便性の観点から、たとえば転入・転出の際の電気、ガス、郵便など、市以外の公益サービスとの手続の連携の可能性を研究する。

窓口業務の開設時間やごみ収集時間、保育園、児童館の開館時間などのサービス提供時間の延長や変更は、市民のニーズや費用対効果などを充分検討し、効果的なものについては実施していく。

2) インターネットによるサービス拡充

インターネットは、パソコンの普及や、インターネットサービスがある携帯電話利用者数の爆発的な増加もあり、情報通信手段としてなくてはならないものとなっている。特にサラリーマン層の市民にとっては、時間に制約されずに情報を引き出したり、問い合わせや苦情申し立て・相談を行うことができることで、非常に重要なツールとなっている。

武蔵野市では、平成9年からホームページを開設し、広報活動や情報提供を行ってきたが、今後は市民サービスの拡大という観点から、さらにホームペ

ージの内容を充実させていく。

住民票、課税証明、工事関係の申請書などは、原則としてホームページからのダウンロードが可能となるようにする。また、総合体育館や市民文化会館など、市の外郭団体が運営する施設を含め、市民が利用する施設の使用申し込みや、市が主催するイベントなどの申し込みが、インターネットを利用して行えるようにする。

住民登録や課税証明などのインターネットでの登録・証明は、法的な規制やセキュリティ、認証システムなどの技術的な問題を含め引き続き研究し、できるだけ早期に実施する。

また、インターネットを利用したサービスの拡大に当たっては、インターネットへのアクセス手段を持たない市民に配慮し、可能なものは電話、ファクシミリによる申請受け付けや、申請書の配信を実施していく。高齢者、障害者向けのパソコン講習会をさらに拡充、実施する。

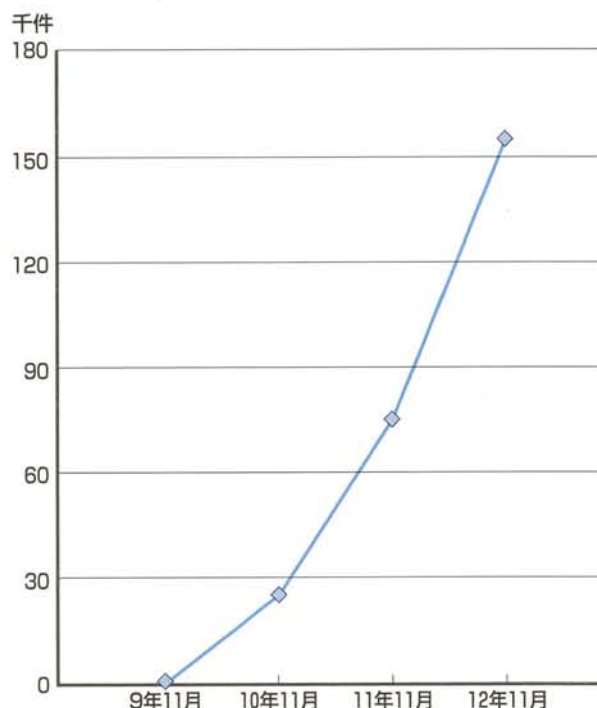


図24 ホームページアクセス件数(累計)

3) 行政目的別カードの統一

住民基本台帳法の改正により、平成15年度には、全国の住民基本台帳のネットワーク化が予定されている。これに伴い、印鑑登録証、図書カード、総合体育館で発行する市民カードなど、現在、行政目的別に発行されているIDカードを統一する総合サービスカード（ICカード）を導入する。さらに、このカードに付加するサービス機能を拡大するための研究に取り組む。

(2) 行政の透明性の確保と市民参加

1) 改正後の情報公開条例の適切な運用

「行政の透明性」や「アカウンタビリティ（説明責任）」についての社会的要求が高まっている。行政の透明性を高めていくためには、12年度に改正された情報公開制度を適正に運用していくことが必要である。市政情報は原則的に公開とし、公文書の検索システムの整備、職員の研修など、情報公開のための体制の整備を行う。

表9 公文書開示請求処理件数の推移

年 度	請求者数 (人)	請求件数 (件)	全部開示 (件)	部分開示 (件)	非開示 (件)	不服申立 (件)	取り下げ (件)
元年度	3	10	6	4			
2年度							
3年度	6	8	6	2		1	
4年度	4	4	1	1	2	1	
5年度	6	11	3	5	3	4	1
6年度	6	25	9	14	2		
7年度	9	17	5	7	5		
8年度	15	160	51	44	65	81	
9年度	8	20	12	5	3		
10年度	16	167	106	27	34	22	
11年度	34	209	36	138	35	16	
合 計	107	631	235	247	149	125	1

資料：総務部文書課

2) 個人情報の保護の徹底

情報公開の推進や情報化の推進に際して考えなければならないのが、個人情報（プライバシー）の保護についてである。紙媒体を含む総合的な個人情報保護条例を適正に運用し、個人情報保護の徹底を図る。また、インターネットにより外部との接続を行う場合には、セキュリティ対策を徹底するなど、全庁的なプロテクトの仕組みを整備していく。

3) 市民参加の一層の推進

現在、パブリックインヴォルブメント（事案の企画段階からの市民参加）の仕組みが全国的に注目されている。本市では、これまでも長期計画の策定をはじめとして、市民参加により、各種委員会などが運営されてきたが、今後も電子会議室やインターネットを利用したパブリックコメント・市民ヒアリングの実施など、政策課題や政策形成過程に応じた、多様な参加方法を積極的に推進する。あわせて、各種審議会、委員会は公開を進め、会議内容、開催日程などの情報は、市のホームページを利用して、広く情報提供を行っていく。

また、市民参加を行うためには、行政評価システムや外部監査制度などの導入により、整理・評価した情報を市民にわかりやすい形で提供していく必要がある。たとえば、主要な中・長期的施策の事業費見込みや、年次別計画、進捗状況の確認についても、



「第二次調整計画」策定に際して行われた市民ヒアリング



庁内LANでは約600台のパソコンが配備されました

^{*27}ベンチマークの手法を取り入れるなど、情報提供の仕組みを検討していく。

市民が参加する委員会等については、双方向性を強めることが、市の説明責任の重要な要素である。そこで、活動成果がどのように施策に反映されたのかについては、委員等の参加者に対して、十分な説明をするべきである。

(3) 市政情報の提供と活用

1) 多様な情報ネットワークの形成

情報公開制度とともに必要なのが、市政情報の提供及び市民と行政、市民同士での双方向の情報交換である。各コミュニティセンターにパソコンを配置し、情報交換・情報提供ができるようにネットワークを整備する。また、電子会議室を利用し、市民や市民団体同士が地域情報を交換する、新しいコミュニティの形成を図る。

2) 市政情報の有効活用

広報として提供される「お知らせ」とどまらず、市政の課題などについての情報を提供し続けることが市民参加の基盤になる。これまでも、既存の広報での「CIM」や「地域生活環境指標」に加え、コミュニティFM、CATVなど、多様なメディアを使い先駆的に行ってきた。今後はインターネットなど新しい媒体も活用し、各課単位でのホームページの設置、メーリングリストの活用、メールマガジンの配信など、鮮度が高いわかりやすい情報を、必要な人に届ける仕組みを充実させる。

特に仕事などの関係で、なかなか市役所に目を向けることが少なかったサラリーマン層にとって、市政が身近に感じられるような情報提供を行っていく。その一つとして、定期的な市民施設・福祉施設などの見学会の実施を検討する。

市役所内部においては、庁内インフラの整備をさ

らに進める。庁内LANを充実させ、福祉情報、地理情報、公共施設管理情報など、さまざまな行政情報を職員が共有することで、市民へのサービスの質の向上と効率化を図る。

(4) 健全な財政運営

1) 行政評価システムの導入

厳しい社会経済状況や減税措置により、市税収入は横ばいの状況にある。限られた財源を効果的に活用し、多様化する行政需要に的確に対応していくためには、施策の評価などを行い、適正な財政運営に努めなければならない。

そのためには、これまでの資金収支（フロー）中心の考え方から転換し、資産・負債（ストック）を含めた財務管理の取り組みが不可欠である。その前提として、財政援助出資団体を含めた市全体の財務諸表を作成し、これらの財務情報を継続して公開していく。（第4章 財政計画「(6) 後年度負担の状況【表11】」）

武蔵野市では、これまで財政コスト指標の検討、バランスシートの作成などを行ってきたが、これをさらに発展させ、市独自の行政評価システムを導入する。この評価システムでは、施策・事務事業の目標、成果、達成状況を検証・評価し、その結果を市民にわかりやすい形で情報提供する。さらに、この評価を予算編成や事務事業の見直しに反映させていく。

2) 財政援助出資団体の適正な運営

財政援助出資団体の運営は、自主的な運営体質を強化させる必要がある。たとえば、市の補助金は一定とし、限られた財源の中で民間との競争原理により、効率的な経営と市民サービスの向上を図っていくことなどである。また、民間企業の経営ノウハウを導入するなど、経営に関する仕組みを検討する。

さらに、組織の硬直化を防ぐために、団体間の人事交流を進めるとともに、各団体間の組織自体のあ

*27 ベンチマークとは、地域の住民の暮らしや自治体の経営状況を数値で把握し、過去の実績や他の地域と比べる手法で、主に政策レベルの行政評価に用いられている。

表10 各財政援助出資団体の主な業務

区 分	団 体 名	業 務 内 容
出 資 団 体	(財)武蔵野市開発公社	武蔵野市における都市開発事業の円滑な推進
	武蔵野市土地開発公社	公共用地の先行取得・管理
	(財)武蔵野市福祉公社	在宅高齢者に対する健康づくりの情報と福祉サービスの提供
	(財)武蔵野文化事業団	市民が行う芸術文化の創造活動の援助
	(財)武蔵野健康開発事業団	保健医療情報の提供及び各種検診事業、調査研究の実施
	(財)武蔵野スポーツ振興事業団	生涯体育の視点からのスポーツ振興事業の実施
援 助 団 体	(社)武蔵野市シルバー人材センター	高齢者への就業機会の提供
	(社福)武蔵野市民社会福祉協議会	社会福祉事業に関する調査・企画・広報
	武蔵野市国際交流協会	市民レベルの国際交流事業の促進
	武蔵野市子ども協会	地域住民による青少年の育成活動の促進
	(社福)武蔵野	地域における必要な福祉サービスの総合的な提供

資料：企画部企画課

り方を、団体の整理統合を含めて研究する。団体の情報公開は、市の情報公開条例の改正を踏まえ、市に準じて情報公開を行うよう指導する。

3) 適正な受益と負担

武蔵野市では、4年間に一度、定期的に使用料、手数料の見直しを行っているが、他市との比較や物価の状況、施設の建て替えなどを考慮しながら、補助金等を含め引き続き見直しを行う。

今後は、受益者による費用負担という考え方を拡大させ、市報や市のホームページ、市有施設、車両等を利用した広告料収入を研究する。また、従来の財産権（物件、債権）だけでなく、市で開発したプログラムの著作権や特許、ムーバスの商標登録など知的財産権の確保も研究する。

(5) 効率的で柔軟な行政運営

1) 行政の役割分担とアウトソーシング

市民活動や民間活動の成熟化により、従来行政が担ってきた分野や業務においても、企業やNPOが、公共サービスの供給主体として、重要な役割を担うようになってきている。

現在では、木の花小路公園のように、市立公園の管理を自主的の市民団体が担うなど、徐々に変化しつつある。今後はより一層、市民・事業者と協働し、

施策を展開していかなければならない。

公的サービスが最も効果的、効率的に提供されるために、行政と市民、民間との適正な役割分担の検討が必要である。保育事業などのように、民間でも行われている事業で、その方が効率性が高く、多様なサービスの提供が可能なものは、経営主体として、NPOなどを含めた民間が中心的役割を果たすように、施策・事務事業を見直す。

市が実施していく事業についても、公共性に配慮しながら積極的にアウトソーシングを推進する。ごみ収集、給食調理・配送などに加え、給与計算、福利厚生、電子計算業務などの事務部門や、各種イベントなど、直営の場合と、コスト比較、サービス比較を行いながら幅広く検討し、可能なものは外部化（委託化）を進めていく。

なお、実施に当たっては、サービスの低下やコスト増を招くことがないように、職員の管理能力の向上を図るとともに、費用対効果の定量分析を行う。

平成11年度から実施している中高年齢者・障害者

市民が育てる公園



の雇用創出事業も、経済、雇用状況を見ながら、引き続き実施していく。

2) 事務事業の見直し

経常化している事業、時代の変化により必要性の低くなった事業は見直しを行っていく。また、新規事業は原則としてサンセット方式を採用する。

事務事業の見直しには、進歩の著しいITを積極的に活用する。さらに、ITの活用に際し、いっそうの市民サービスの拡大と事務の高度化、効率化を図るため、市としてのIT推進の基本的方向性及び具体的戦略を、セキュリティや情報弱者対策に配慮しつつ、検討する。

入札、契約制度は、透明性の向上の観点からも、予定価格の事前公表、資格審査・格付け等の公表を検討する。また、入札時に、技術力を含んだ競争の実施や、契約締結後に、コスト低減の提案を可能とするなど、多様な入札・契約制度の導入を図る。

3) 既存施設の有効活用

市民サービスの拡大とコスト縮減の観点から、余裕資源の転用により、既存施設の有効かつ多目的活用を展開する。本市では、これまでも、市立学校施設の開放を行ってきたが、さらに学校の余裕教室や休館日の公共施設など、積極的に対象を拡大していく。

また、武蔵野市は、四市行政連絡協議会により、三鷹市、小金井市、西東京市との施設の共同利用を行っているが、近隣市・区との連携をさらに強化し、対象施設の拡大を進めていく。

4) 適正な執行体制の確保

平成12年度の、市の人口千人当たりの職員数は、9.3人と、多摩27市で2番目に多く、平均である7.5人を大きく上回っている。平成11年度に策定した、5ヵ年で179名の職員を削減する新職員定数適正化計画を着実に実施していくとともに、常に行政需要に合わせた適正な職員配置を行っていく。また、市政を取り巻くさまざまな状況の変化に的確に対応するため、絶えず組織の見直しを行う。

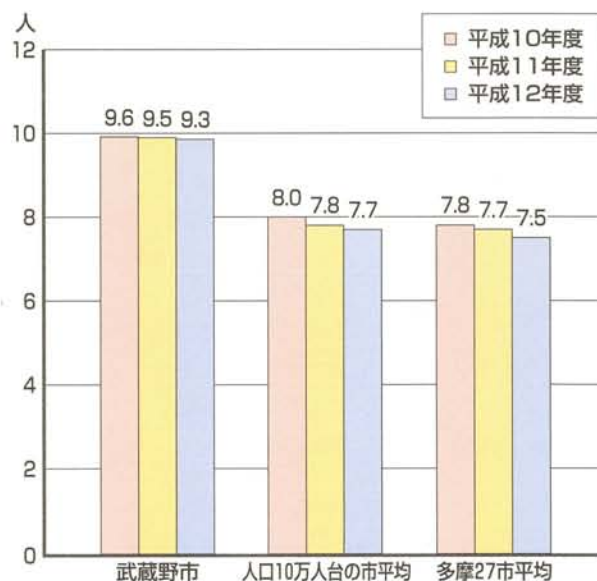


図25 人口千人当たりの職員数（病院、消防を除く）

資料：企画部企画課

職員体制については、必要最小限の職員が能力を十二分に発揮し、効率的な行政運営を行っていくことが求められている。そのために、目標管理制度の導入や職務給化の推進など、人事・給与制度の改革を実施し、職員の士気を高め、職場を活性化させていく。

また、職員の能力開発は、地方分権を踏まえ、政策形成能力や行政の説明責任に対応できる事務能力の向上などを目的とした研修を実施し、行政環境の変化や市民ニーズに柔軟に対応できる人材を育成する。

5) 基本方針の策定

市を取り巻く環境は、財政の自然増が見込めない中で、行政需要の増加に対応していかなければならないという厳しい状況にある。このような状況を踏まえ、多様な市民のニーズに応えていくためには、時代に合った行財政システムへのドラスティブな転換が求められている。

そこで、行・財政改革を総合的に推進していくため、市の組織の機構改革を実施するとともに、行・財政運営に関する基本方針を早急に策定し、全庁的に行・財政運営の改革に取り組んでいく。